

令和 2 年度  
信州新町地区水質検査委託 仕様書

- 1 委託業務の名称  
信州新町地区水質検査委託
- 2 履行場所  
長野市信州新町地区
- 3 履行期限  
令和 3 年 3 月 31 日
- 4 業務の内容
  - (1) 本業務は、信州新町地区の水源、浄水場、給水栓の採水及び水質検査を行い、その結果を報告するものである。
  - (2) 対象地区  
長野市信州新町地区
  - (3) 検体名、検査項目及び頻度  
別表 1 及び別表 2 のとおり。
  - (4) 採水方法
    - ア 採水は、受注者が行う。
    - イ 採水用具、容器及びその他採水に必要な物品等は、受注者が用意すること。
    - ウ 採水場所は、別表 3 のとおりとする。
    - エ 採水者は、採水時に身分を証する書類を必ず携行すること。
    - オ 採水場所には一般市民所有の給水栓が含まれているので、給水装置その他の物品の破損やトラブル等のないように十分留意すること。
  - (5) 検査方法  
次に掲げる方法に従って行うこと。ただし、各方法の最終改正の方法によること。
    - ア 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年 7 月 22 日号外厚生労働省告示第 261 号）
    - イ 水質管理目標設定項目の検査方法(平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号)
    - ウ 上水試験方法（2011 年版、日本水道協会）
    - エ 水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について（平成 19 年 3 月 30 日付健水発第 0330006 号）
    - オ 水道に関するクリプトスポリジウム等の検出のための検査方法の見直し等について（平成 24 年 3 月 2 日付健水発 0302 第 2 号）
  - (6) 採水不可時の対応
    - ア 採水時に採水不可能な事象が生じた場合は、速やかに発注者に連絡するとともに、対応については発注者の指示によること。
    - イ 発注者の都合または自然要因等により、予定している採水が当該月内に不可能な場合は、その検体の水質検査は欠測とする。
    - ウ 上記の事由による欠測の場合において、欠測となった検体の数が延べ検体数の 1 %以内に限り、予定していた水質検査に要すべき費用は、発注者は支払うものとする。
  - (7) 異常値の対応
    - ア 水質検査の結果、明らかに異常が認められた場合は、速やかに発注者に連絡するとともに、発注者の指示により再検査を実施するものとする。

イ 延べ項目数の1%以内の項目数の再検査に要する費用（採水を含む。ただし、再採水は1回までとする。）は、本契約金額に含まれるものとする。

ウ クリプトスポリジウム等の検査において、クリプトスポリジウム等と疑われる場合は、速やかに発注者に連絡すること。

## 5 健康診断（保菌検査）の実施

本業務において、水道施設敷地内に立入る者（採水従事者）は、水道法第21条に基づき健康診断を実施すること。

### (1) 検査項目

検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌（チフス・パラチフスを含む）、腸管出血性大腸菌 O-157 とする。

### (2) 成績書の保存について

健康診断の成績書を6(1)イ(イ)水質検査体制に添付すること。また、健康診断はおおむね6か月ごとに行い、委託期間内に新たに健康診断を実施した場合はその都度成績書を提出すること。

### (3) 水道施設敷地内への立入の制限について

嘔吐及び下痢の症状のある者は水道施設敷地内に立ち入ってはならない。また、作業を行ってはならない。

## 6 提出書類

### (1) 業務開始前に提出する書類

ア 業務主任技術者届

イ 業務計画書

(ア) 水質検査予定表

(イ) 水質検査体制（採水従事者の健康診断結果を添付すること）

(ウ) 連絡体制

(エ) 最近5年間の水道に係る水質検査の実績表

### (2) 月毎に提出する書類

次の書類を翌月の10日までに提出すること。ただし3月分については履行期限内に提出すること。

ア 水質検査結果書（正本1部、副本1部）

イ 水質検査結果の根拠となる資料

ウ 水質検査結果を入力した電子データ（ファイル形式及び様式は発注者が指定する）

### (3) その他

水質検査結果に疑義が生じた場合等、発注者の要求に応じて水質検査に関する記録文書の写しを提出すること。

## 7 支払い方法

4回に分けて支払うものとし、各回の支払額は下表のとおりとする。

第1回	4, 5, 6月分	委託料 ÷ 1.1 × 0.25 (百円未満切捨て) + 消費税
第2回	7, 8, 9月分	委託料 ÷ 1.1 × 0.25 (百円未満切捨て) + 消費税
第3回	10, 11, 12月分	委託料 ÷ 1.1 × 0.25 (百円未満切捨て) + 消費税
第4回	1, 2, 3月分	残りの金額

8 その他

本契約は水道法、水道法施行令、水道法施行規則に基づいて実施されるものとする。  
本仕様書に記載のない事項その他の疑義については、協議して定めるものとする。

長野市上下水道局浄水課 水質担当

TEL. 026-226-2846 FAX. 026-227-9114



別表2 農薬類(水質管理目標設定項目) 検査対象一覧表

番号	農薬名	目標値 (mg/L)
20	エトフェンプロックス	0.08
22	オキサジメクロメホン	0.02
23	オキシ銅(有機銅)	0.03
27	カルタップ	0.3
30	キノクラミン(ACN)	0.005
31	キャブタン	0.3
38	クロロタロニル(TPN)	0.05
50	ジメタメリン	0.02
52	シメリン	0.03
53	ダイアジノン	0.003
54	タイムロン	0.8
57	チウラム	0.02
59	チオファネートメチル	0.3
70	ピラクロニル	0.01
75	ピロキロン	0.05
77	フェントロチオン(MEP)	0.01
78	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
81	フェントエート(PAP)	0.007
83	フサライド	0.1
86	ブプロフェジン	0.02
88	プレチラクロール	0.05
93	フロベナゾール	0.05
95	ベノミル	0.02
97	ベンゾビスシクロン	0.09
108	メタラキシル	0.06
112	メフェナセット	0.02
113	メプロニル	0.1
114	モリネート	0.005

別表3 採水地点一覧表

(令和2年度 信州新町地区水質検査委託)

\* 個人情報が含まれておりますので、取扱いには十分ご注意ください。

長野市上下水道局浄水課

区分	採水名称	採水場所	所在地	採水場所詳細	水系名称等	備考	
水源	信州新町地区	花倉水源	花倉ポンプ室	信州新町水内4753-2番地	着水井	花倉系	
		牧田中水源	牧田中ポンプ室	信州新町牧田中372-1	着水井	牧田中系	
		鹿道水源	鹿道ポンプ室	信州新町日原東157-2	室内蛇口	鹿道系	
		日名水源	日名ポンプ室	信州新町日原西2237-6	建屋外排水口	日名系	
		橋木水源	橋木ポンプ室	信州新町日原西546	室内ホース	橋木系	
		吐唄水源	吐唄ポンプ室	信州新町弘崎3061-1	室内蛇口	吐唄系	
浄水場	塩本浄水場 (膜ろ過)	原水	膜ろ過ユニット	信州新町竹房1855-2	膜ろ過ユニット内バルブ	塩本系	
		浄水	計器室		室内蛇口		
	中尾浄水場 (急速ろ過)	原水	建屋外	信州新町越道7197-3	建屋外ホース	中尾系	
		浄水	ポンプ室内		室内蛇口		
	味藤浄水場 (膜ろ過)	原水	建屋内	信州新町山穂刈4811-1	膜ろ過ユニット内バルブ	味藤系	
		浄水	ポンプ室		室内蛇口		
	左右浄水場 (膜ろ過)	原水	膜ろ過ユニット	信州新町左右18249	膜ろ過ユニット内バルブ	左右系	
		浄水	計器室		室内蛇口		
給水栓	信州新町地区	大原	バス車両基地	信州新町日原東2351-1	屋外給水栓	穂刈系	牧北第二配水池系
		花倉	地場産業開発センター	信州新町水内4619	屋内給水栓(レジ横)	花倉系	地場配水池系
		塩本	小林 久一 宅	信州新町竹房1669-3	屋外給水栓	塩本系	塩本配水池系
		小峰	上原正信宅	信州新町牧田中1374-5	屋外給水栓	牧田中系	精進屋配水池系
		鹿道	宮崎武満 宅	信州新町日原東138	屋外給水栓	鹿道系	鹿道配水池系
		日名	犀川交流センター	信州新町日原西2287	屋外給水栓	日名系	日名配水池系
		橋木	さぎり荘	信州新町日原西300-1	屋外給水栓	橋木系	橋木配水池系
		左右	株式会社中村組	信州新町左右18903	屋外給水栓	左右系	左右配水池系
		味藤	味藤公民館	信州新町山穂刈5014	屋外給水栓	味藤系	味藤配水池系
		中尾	宮尾公光 宅	信州新町越道7344-1	屋外給水栓	中尾系	中尾配水池系
		吐唄	西村久儀 宅	信州新町弘崎3220	屋外給水栓	吐唄系	吐唄配水池系